

福岡県工業技術センター研究課題評価委員会設置要綱

改正 平成22年7月1日

(目的)

第1条 福岡県工業技術センターの研究推進体制について客観的に評価を行い、効率的・効果的な研究管理の実施、資源の重点的・効率的配分、および県民への業務実態の公開を図るため、工業技術センター研究課題評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という）は、県庁外部の有識者や専門家から、次条に掲げる事項について十分な評価能力を有し、かつ、公正な立場で評価を実施できると認められる者を、工業技術センター所長が選任し、委嘱する。

- 2 委員の定数は、10名以内とする。
- 3 委員の任期は、8月1日から翌年7月31日までの1年とし、再任はこれを妨げない。
- 4 委員の委嘱に関しその他必要な事項は、工業技術センター所長が定める。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について評価、助言を行う。

- 一 事前評価に関すること
 - 二 中間評価に関すること
 - 三 事後評価に関すること
 - 四 必要な場合における、追跡評価に関すること
 - 五 その他必要な事項
- 2 委員会の所掌事務に関する細目は、工業技術センター長が別途定める。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は、委員会の招集、議事の進行、及び意見のとりまとめなど、事務の総括を行う。
- 3 第2条第3項の規定は、委員長の任期について準用する。

(事務の取扱)

第5条 委員会の事務は、工業技術センター企画管理部が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの外、委員会の運営および研究課題評価の実施に関し必要な事項は、工業技術センター所長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年度に委嘱する委員の任期については、第2条第3項（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成14年5月28日より翌8月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年度に継続委嘱する委員の任期については、第2条第3項（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成22年9月1日より翌年7月31日までとする。